令和７年第１０回教育委員会定例会議事録

令和７年１０月１日

東久留米市教育委員会

令和７年第１０回教育委員会定例会

令和７年１０月１日（水）午後０時０３分開会
市役所７階　７０２会議室

議　題

第１　教育長報告
①令和７年第３回市議会定例会について
②令和７年度前期（４月～９月）の教育長の休暇等の取得について

第２　議案第２８号　東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について

第３　議案第２９号　東久留米市立図書館指定管理者の指定の依頼について

出席者（５）人）

教育長	片柳博文
委員（教育長職務代理者）	馬場そわか
委員	植村芳美
委員	橋本脩
委員	石井雅幸

東久留米市教育委員会会議規則第１３条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	小堀高広
指導室長	上松久美子
教育総務課長	藤竜也
学務課長	小俣貴裕
生涯学習課長	桜井昌紀
図書館長	島﨑律照
主幹・統括指導主事	森山健史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	野村賢太郎

傍聴者　　２人

◎開会及び開議の宣告

（開会　午後０時０３分）

○片柳教育長　それでは、これより令和７年第１０回教育委員会定例会を開会します。

本日は定数を満たしていますので、会議は成立しています。

◎議事録署名委員の氏名

○片柳教育長　議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は、石井委員にお願いします。

○石井教育委員　はい。

◎傍聴の許可

○片柳教育長　傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○野村庶務係長　いらっしゃいます。

○片柳教育長　お入りいただきます。

（傍聴者入室）

傍聴の方に申し上げます。資料につきましては、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

○片柳教育長　初めに、前職の職務代理者が任期満了によりご退任されました。そこで新たな職務代理者として馬場委員を指名します。

馬場委員におかれましては、どうぞよろしくお願いします。

○馬場教育委員　お願いします。

○片柳教育長　恐縮ですが、馬場委員から一言お願いできますでしょうか。

○馬場教育委員　教育委員として、子どもたちのためにと思いながら何もできずに７年間過ごしてしまったのですけれども、その中でも今回退任された宮下先生にはいろいろと教えていただいて、宮下先生のようにはできないと思うのですけれども、できるだけ子どもたちのために、東久留米市のために、教育長の代理として頑張らせていただきます。よろしくお願いします。

○片柳教育長　どうぞよろしくお願いします。

◎教育長報告

○片柳教育長　それでは続きまして、日程第１、教育長報告に入ります。「①令和７年第３回市議会定例会について」の説明をお願いします。教育部長、お願いします。

○小堀教育部長　それでは「令和７年第３回市議会定例会について」ご報告します。

本日ご用意している資料は、「総務文教委員会審査報告書」と書かれたもののみです。議会の日程等教育委員会会議開催のタイミングによりまして、その時点でお伝えできる内容をその都度ご報告する格好になってしまっています。結果、ご報告できていませんでしたのは請願が審査された総務文教委員会における経過が分かる資料の提示と、同請願の本会議における採決の結果のみということになっていました。

総務文教委員会に付託された４件の請願審査結果につきましては資料を追ってご覧いただければと思います。同委員会では、いずれの請願も不採択とすべきものと決していることは既にご報告していましたが、最終本会議におきましても同様の結果になっています。

以上、雑駁ですが市議会報告とさせていただきます。

○片柳教育長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がある方は挙手を願います。

ご質問はありませんでしょうか。――よろしいですか。

では、令和７年第３回市議会定例会については以上とします。

続きまして、「②令和７年度前期（４月～９月）の教育長の休暇等の取得について」の説明をお願いします。

○藤教育総務課長　それではご説明します。配付している資料をご覧ください。

「東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「東久留米市委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」です。

教育長の職務に専念する義務の免除はこの条例に沿い、教育委員会の承認を受ける必要があり、また、休暇については東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例によるとされており、休暇後により申請をしていただいています。各年度４月～９月を前期、１０月～翌年３月を後期として２回に分けて教育委員会へ報告を行うこととしています。

教育長が令和７年度前期（４月～９月）に取得された休暇等につきましては、有給休暇が２日と６時間１５分。夏季休暇は４日が取得され、職務専念義務免除の申請はありませんでした。

○片柳教育長　説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。――よろしいでしょうか。

では、令和７年度前期（４月～９月）の教育長の休暇等の取得については以上とします。

◎議案第２８号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長　続きまして日程第２、「議案第２８号　東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長　議案第２８号は、「東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」です。提案理由は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、指定管理者を指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、市長に議案の提出を依頼する必要があるためです。続けて、生涯学習課より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○桜井生涯学習課長　議案第２８号について説明します。東久留米市スポーツセンターについては、平成１８年度から指定管理者制度を導入しています。１期を５年間とし、現在の指定期間は令和８年３月３１日をもって終了となります。このことから、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定に基づき、指定管理者を公募し、東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置した指定管理者選定委員会において指定管理者候補の選定を行いました。

令和８年４月１日からの指定管理者の指定にあたりましては、地方自治法第２４４の２第６項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから、本日議案としてご審議いただくものです。

議案の具体的な内容につきまして、お配りしています資料をご覧ください。

「１　指定管理者を指定する施設」が東久留米市スポーツセンターです。

「２　指定管理者候補者」として、事業体名は東京ドームグループでありまして、代表団体は株式会社東京ドーム。構成団体は、株式会社東京ドームスポーツと株式会社東京ドーム

ファシリティーズの２者です。

「３　指定期間」は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとなります。

また、市議会において指定の議決を受けるにあたっては、指定管理者の候補者と管理の基準や業務の範囲等、細部について確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結する必要があり、こちらについては本年９月２６日に締結しましたことを報告します。

また、選定における採点結果等及び候補者より提出された事業計画書について、本日１０月１日より市ホームページにて公開しています。

○片柳教育長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

○橋本教育委員　情報ありがとうございます。東京ドームスポーツさんにおいては、今回プールの天井の件を発見してくださっていて、やはり安心感がある業者さんなのかなと思いますので、引き続きお願いする方向性というのは、これまでの過程、点数等も踏まえて妥当かなと思います。

１点質問で、新しい取組というか、今までどおりという形ではなくいろいろな取組にも挑戦していっていかなければ、予算も含め、今後子どもたちの数も減っていくことを踏まえると、新しい取組については、ＡＩカメラとかが新しいのかなと思ったのですけれども、今回提案された中で、新しい提案として入った内容等があれば教えていただきたいと思います。

○桜井生涯学習課長　事業計画における新しいご提案につきまして、あくまでも事務局としての所感も含めての回答となりますが、例えば、もともと利用者からの人気の高かったトレーニング施設のマシンの機器入替えなどは今後さらなる魅力向上になると感じました。時代とともに、マシンの用途も多様化していまして、従来の筋力や持久力を鍛えるものだけではなくて、最近ではリラクゼーション効果のある機器ですとか高齢者に対応した機器が開発されていまして、そうしたものを導入することも今回提案に入っています。より幅広い年齢層の方に受け入れられる施設になっていくと期待しています。

また、ほかにも、現在例えば稼働率の低い会議室の有効利用ということで、インドア・スポーツをできるようにしていくような取組の提案もありました。会議室でもできるスポーツのミニイベントなどを開催して、小さなお子様が親子で遊べるようなプログラムが今後増えるのではないか、そのようなことも期待しています。

それ以外にも施設の維持管理や職員体制の取組など多々あるのですが、今の二つを挙げさせていただきます。

○片柳教育長　よろしいでしょうか。

○橋本教育委員　ありがとうございます。

○片柳教育長　ほかにご質問はありますか。

○植村教育委員　今年度も学校のプールは気候の問題等があって、授業としてはできなかったところが多いのかなと思っています。

１４ページのところで「今後、当施設でも「学校水泳授業」を受け入れることになった場合」とありますが、この辺りについての見通しはどうなっているのか、もし分かっているようなことがあれば教えてください。

○藤教育総務課長　学校の水泳授業において、スポーツセンターが使えるかの検討の状況ということですけれども、現状、教育委員会としましては外部水泳指導の導入等については効果があるということで結論を出しているところです。一定の費用であったり、受け入れる学校

の数を――１か所でできるわけではないといったキャパシティー、受取側の課題などもありますので、それについては市長部局とも、予算が絡む話もありますので、そういったところも含めて、現状まだ実行できていないものですので、引き続き調整しながら検討を進めていきたいと考えています。

○植村教育委員　ありがとうございました。他市でも、もう委託みたいなことをやるしかないという状況があり、屋根がないと本当に難しい時代に入っているので、また分かるようになったらお願いします。

○片柳教育長　ほかはよろしいですか。ご質問はよろしいでしょうか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第２８号の討論に入ります。いかがですか。

○植村教育委員　共生社会の実現に向けてとか、それから多様性を認めてということが本当に大事になってきたときに、スポーツセンターの指定管理者の冊子の中で、障害の方や多様な方たちに向けての取組みがたくさん書かれていて、期待したいと思っています。

１３ページの「１階ロビーを活用した物販サービスの向上」の中で、「障がいのある方の社会参画機会を創出する」の文言があることや、（私はスポーツセンターの２階のお店をよく使わせていただいたのですけれども）前のほうにそれらのことを持ってきていることなど、この会社についてはとてもありがたいと思います。

また「公平・平等」とか、３ページのところに「equality」とか「equity」とかいう、学校では、１０年以上前から親しんでいる写真等を使って「公平・平等」についてうたっているのですけれども、文言が気になるところがあります。もし精査できるところがあったら精査していただきたいです。

７ページ「障がい者の方でも」のところ、「○○でも」という表現はちょっと良くない、３ページの「すべての利用者が平等な」というのは「平等な」で良いのか、この辺の文言についての精査はしていただきたい。

総体として、共生社会に向けてということで、とても気を配っていただいていることについては感謝したいと思っています。○片柳教育長　どうもありがとうございました。

ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

○石井教育委員　先ほど植村委員が質問されていた今後学校教育でのプールというのは、多分難しくなっていく。はっきり言うと、屋外プールを学校に置いているところというのは、今年も「暑いから水泳はやりません」という、過去においてはあり得ないことが普通に行われていて、そうせざるを得ないのですけれども、あるいは数年前から紫外線の問題で「水着をどうするか」みたいな、結構いろいろな場所で問題になってきているので、今後積極的にこういう屋内施設をうまく活用したプール指導とか、指導要領にも今のところまだ明記されているのでやらざるを得ないのだけれども、できないという状況を何とか回避していく。その中において、先ほども植村委員がおっしゃっていた１４ページの資料にあるように、今後その可能性も視野に入れた施設を考えていくということを積極的にやっていらっしゃるのは学校教育の側面からいっても非常に価値がある。

ただ、これが今後実現できるかどうかというのは、まだまだ課題がいっぱいあると思うのですけれども、そこを視野に入れていただいているというのは非常に大きな意味を持っているかなと思います。そのことだけ言わせていただければと思って発言しました。

○片柳教育長　ありがとうございます。

ほかに討論のある方はいっらっしゃいますか。――よろしいですか。

以上で議案第２８号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第２８号　東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定の依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第２８号は承認することに決しました。

◎議案第２９号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長　続きまして、日程第３、「議案第２９号　東久留米市立図書館指定管理者の指定の依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長　議案第２９号は、「東久留米市立図書館指定管理者の指定の依頼について」です。提案理由は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、指定管理者を指定にするにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、市長に議案の提出を依頼する必要があるためです。続けて、図書館より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願いします。

○島﨑図書館長　議案第２９号について説明します。東久留米市立図書館については、令和３年度から中央図書館及び滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の４館へ指定管理者制度を導入しています。１期を５年間として、現在の指定管理期間は令和８年３月３１日をもって終了となります。このことから「東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第２条の規定に基づき、指定管理者を公募し、東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、設置した指定管理者選定委員会において指定管理者候補の選定を行いました。

令和８年４月１日からの指定管理者の指定にあたりましては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから、本日議案としてご審議をいただくものです。

議案の具体的な内容については、資料をご覧ください。

「１　指定管理者を指定する施設」は、東久留米市立中央図書館及び滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の４館です。

「２　指定管理者候補者」として、事業者名はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社東京支店であります。

「３　指定期間」は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとなります。

また、市議会において、指定の議決を受けるにあたりましては、指定管理者の候補者と管理の基準や業務の範囲など細部について確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結する必要があり、こちらについては本年９月２６日に締結しましたことをご報告します。

選定における採点結果等及び公募者より提出された事業計画書については、本日１０月１日より市ホームページにて公開しています。

○片柳教育長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問のある方は挙手願います。

○橋本教育委員　ありがとうございます。図書館の利用についてどんどん位置づけをいろいろと変えていく必要性もあると思いますので、こういった新たな指定管理者というところについて私自身は前向きに捉えています。

ただ、その中でいろいろな不安の要素もあるかなと思いますので、そういった意味でいう

と、指定管理者がほかでやられているところの実績ですとか――実績は見たのですけれども、口コミというかそういった利用者のお声ですとか、あとは、この指定管理者ならではの取組等がもし顕著に、既存の指定管理者と違う部分がありましたら教えていただければと思います。

○島﨑図書館長　候補者につきましては、図書館だけではなく、多岐にわたる指定管理業務や委託事業を今受注している企業となります。図書館を含めた複合施設であったり、道の駅などの観光施設であったり、給食センターの事業であったり、学童保育所であったりと様々な事業を受託しています。それらの分野の知見があり、今回提案の中でも、そういったものを生かして図書館で楽しんでいただけるようなイベントなどの計画についての提案がありましたことから、市民サービスにつながるのかなということを見込んでいるところです。

　また、運営体制につきましても、現場において何かあった場合については本社でサポートする体制をきちんと確立しているような説明があり、また、学童保育事業なども受けていますので、本市で力を入れています「子ども読書活動推進」に関しては、図書館施設としてスキルだけではなく、学童保育所の支援員の資格を併せてお持ちの人材もおり、子どもの声もしっかりキャッチした対応をしていきたいという説明をプレゼンテーションでは受けていますので、期待しているところです

○片柳教育長　よろしいですか。

○橋本教育委員　ありがとうございます。

○片柳教育長　続いて、植村委員お願いします。

○植村教育委員　２３ページの「市や学校、学校図書への協力」というところで、ここでは「学校図書との連携も切り離せない重要な要素」と書かれていますが、委託した業者と学校図書は、これまでの実態としてはどうだったのかというのを伺いたいと思います。

○島﨑図書館長　これまでの公立図書館側と学校図書館との連携というところですけれども、図書館としましては、学校に対しては、団体貸出というのがまず大きな連携としてあります。学校の先生が授業で必要な本がある場合に、どうしても学校図書館で準備することができない場合は「こういった授業をやりたいから関係する図書を集めてほしい」ということで依頼を受けますと、図書館のほうで準備をして団体貸出という形で貸し出します。

　また、児童・生徒の職場体験で図書館を利用していただいたり、先生方から依頼があれば図書館の司書を派遣しまして、読書に関する説明や本のご紹介など、そういったことも積極的に行ってきたところです。

○植村教育委員　学校図書館と公立図書館の連携はとても大事だと思っていて、それがここではっきりと打ち出されているので、校長会で話題として取り上げられしっかりした連携となるように期待しています。ありがとうございました。

○片柳教育長　ほかにご質問はありますか。

○石井教育委員　資料の４ページの、東久留米市立図書館の「現状」というところで、平成３年からのデータが載っているのですけれども、結構だんだんと上がってきたのだけれども、下がってしまったというところがあると思うのです。それに対して、提案されているところは、「資料が十分に活用されていない」とか「図書館の役割に対する認知・関心が限られた層にとどまっている」みたいなことがあるのと同時に、この辺りが結果的に、今書籍は紙ではなくてネット上でどんどん見られるようになっている。そうなってくると、「もう図書館というのは」という形になっていくと思うのです。

　それに対して提案をされているところは、１５ページに電子化ということを捉えて電子書

籍の導入とか、その辺りをご提案されていると思うのです。これ以外にも多分、利用者数が減少していることに対していろいろな手を打っていると思うのですけれども、もう少し、この辺がそこに意味があるみたいなことの提案があれば教えていただければと思います。すみません、読み取り切れていないので補足していただければと思います。

○島崎図書館長　候補者からの提案としては「電子図書館」という言葉で事業計画の中に記載していただいていますけれども、実際、電子図書館というのは、多摩２６市を見ても半数以上は既に導入済みという実績があります。

その中で、本市につきましては、まず電子図書館の実情としては、例えば蔵書をつくっていくという中で、紙の本と違って買い取りではないので、本のデータの２年間の使用契約を結び２年ごとに更新する必要があったりとか、１回の契約で五十何回かの貸出制限があって、それを超えると新たに契約しないと借りられないという部分もあります。

そういった中で、電子図書館を担う事業者のほうでは様々な工夫をして、読み放題のパッケージを揃えた提案していただいたり、そういった実情が少しずつ整ってきております。今回、候補者よりご提案いただいているので、市としても電子図書館の現状を把握しながら一定検討していく必要があるのかなと考えています。今回提案の中で候補者が提案してきているものは、初期投入費については事業者のほうで対応できるのですけれども、電子図書館を維持するためには継続的な予算、経費が必要になってまいりますので、そういったものを含めて市側にも検討すべき材料はあります。そういったものを十分に事業者側と検討しながら検討していくべきと考えています。

○石井教育委員　そうすると、今の展開だと、結構予算的に考えていかなければいけないというところで、ですから、委託をする指定管理者と市が、見通しとしてある程度やっていける可能性があると踏んでこのことを決めたのか、その辺り、もし見通しがあれば教えていただければと思うのですけれども。

○島崎図書館長　事業計画書そのものは候補者からの提案ということで様々記載されているところです。様々な提案については、市のほうの現状を捉えながら事業者と協議をしながら実現可能であるか、難しいのかを検討していく必要があるのかなと考えています。

○片柳教育長　石井委員よろしいでしょうか。

○石井教育委員　はい。

○片柳教育長　ほかにご質問はありますか。

○馬場教育委員　私も石井委員と同じところを見ていて、「今回の業務委託の積算では組込めない為、あくまでもご提案事項となります。」という項目が入っての１５ページの「電子書籍導入のご提案」というものなのですけれども、確かに、いろいろな場面において予算的に難しいということでできないことがすごく多いとは思うのです。ここにも赤字で書いてありますように、小・中学校では、既に児童・生徒１人１台端末の保有が整備されていますし、今度新しくなりますよね。もうなったのかな。配付されるのが……。

○片柳教育長　これからです。

○馬場教育委員　「今度」と言っていたのですけれども、なので、そういう機会にいろいろなところでチャンスはあるのかなと思うのですね。速度も早くなるし、今までは触れても、ちっとも画面が映らなくて困っていたのが、随分早くなるということは子どもたちもとても楽しみにしていたので、電子書籍になるのは今回というわけではないけれども、チャンスとして副教材とか教科書とかということも考えて、そういう部分も包括的に考えて提案してもらったり、事業者として入っていただくなら、お互いにその辺も考えていただきたいし、もし

それができなかったとしても、利用促進の取組で「この講座を実施したことにより、小学生の利用率が２倍になりました。」と書いてあるとおりに、子どもたちの文字離れというのも、こういう電子書籍とかＩＣＴの活用によっては幾らでも今止められると思うのですね。

その辺を、事業者を替えるに当たってチャンスとして捉えて、具体的に少しずつ前進していかないと、「予算で引っかかってできません」というのはもちろん難しいことだと思うのですけれども、「こういうことを進めていきたいので、ぜひ、指定管理になっていただくのでお願いします」みたいなところを、お互いにお願いするから、「こういうことも考えてください」みたいな提案をお互いに出し合って、少しずつでも今まで以上に前進していくような形にしてかないと、１人１台端末ももったいないし、図書館がより良く市民のためにやっていこうとしていただいている一つ一つの課題が実現しないままに終わってしまうのはとてももったいないし、新しい事業者になるということであれば、なおのこと、市民や皆さんが期待するのは当然になってくると思うので、その辺は図書館長としてはもちろんプレッシャーだと思うのですが、その辺も交渉して、今後も子どもたちのために図書館がもっとより良く使えるように――もちろん電子書籍だけではなくて、実際に事業者が子どもたちのところに行って足を運んで本の良さを伝えてくださるというデジタルな活動も含めて、ぜひ替わる機会に東久留米市としても強く言っていけたら良いかなと思います。

例えば「議会でこういう意見が出ています」というのをきちんと事業者に伝えていただいて、「こういう期待があります」というのを、もちろん限られた予算かもしれないけれども、こちらとしても新しい事業者を選ばせていただいたというところで、ぜひ交渉していただけたらと思います。

○片柳教育長　事業者と市側との図書館の事業内容についての協議がどうなっているかという趣旨かと思いますけれども、説明できますか。

○島﨑図書館長　市側と図書館指定管理者、事業者の協議というところですけれども、これは、新しい事業者、今の事業者にかかわらず行っていくことなのですけれども、例えば現在ですと、月に１回の館長会議という形で事業者からの提案を受けたり、市からの報告事項であったり、要望事項であったりとか意見調整をしながら図書館運営を進めているところです。

もちろん月に１回というだけではなくて必要に応じて指定管理者側の責任者、いわゆる中央図書館長兼統括責任者の方もいらっしゃいますので、そういった方と図書館運営については常に連携を取りながら対応しているところです。

○片柳教育長　よろしいですか。

○馬場教育委員　逆に、ここが今までのところと違って選んだということは、言い方は悪いですけれども、今のところでは、市としては、こちらを選んであげたというか、なので、こちらで交渉を強く出られる部分とかはないのですか。そういうものではないですか。ごめんなさい、素人意見で。

○小堀教育部長　馬場委員がおっしゃられていることはニュアンスとしてはよく分かりました。ただ、あくまで指定管理者制度は委託契約ですので対等なパートナーという中で、「うちはこういう提案しますよ。」「市のほうはこういったことをこの予算の範囲内でやってもらいたいと思っていますよ。」というところの協議なのかなと思っています。

電子書籍、いわゆる電子図書館については、東久留米市は後発といって良いかもしれませんけれども、導入してはいるものの、なかなかうまく運用できていないという自治体の話も聞いています。本市教育委員会としても、教育委員会発信で、これをスモールスタートで始めたいという合意形成を図ろうとした経過も実はあります。

教育委員の皆様にご報告するに至るレベルまで協議が進まなかったのですけれども、その中で、本市においての図書館の在り方という部分で、電子書籍に予算を投じて、今ほかにやらなければいけないものを差し置いてという段階ではないだろうという判断があったのかなと思っています。

ただ、教育委員会としては、今だんだん使い勝手の良いようなものに変わっていますので、そういったところは引き続き注視しようとしています。

ちょっとぼやかして言いましたけれど、アドバンテージという形で交渉するのはふさわしくないかなと思っています。

○馬場教育委員　分かりました。ありがとうございます。

○片柳教育長　ほかにご質問ありますか。

○馬場教育委員長　これは以前のときの指定管理者の交代のときもそうだったのですけれども、市民の方の意見とか、私たちが気にしていたのは選書のところだったのですけれども、それはもう前と変わらず、図書館長と市のほうが入って、選書は心配なくちゃんと市の意見が入るというのは変わらないという認識でよろしいでしょうか。

○島﨑図書館長　図書館における蔵書の選書についてですけれども、現在指定管理者側の司書と市の司書が合意の上で決定しているものですので、当然指定管理者が替われば、今度新たな指定管理者の司書と市の司書で合意をして決めていくという形を継続して取っていくものです。

○馬場教育委員　分かりました。ありがとうございます。

○片柳教育長　ほかはありますか。――よろしいでしょうか。

では、よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第２９号の討論に入ります。いかがでしょうか。

○橋本教育委員　９ページ～１３ページですけれども、ここに書いてあるのは、独自の事業について、今回の指定管理者独自を踏まえた提案内容になっていると思います。複合施設などの経験というか、実績がある強みを生かして、ぜひ一つ一つ実現していただければ大変ありがたいと思います。

先ほどお話がありました利用者という意味でいくと、もっと乳幼児も含めた親子のつながりといった部分でも、今回、図書館での、イベントも含めた自主事業についていろいろ提案がありますけれども、これを活用することによって、親子ですとか子育て支援といった部分にも少し範囲が広がって利用につながっていくと期待できるのではないかなと思っていますので、ぜひそういったものを一つ一つ実現していただければと思っています。

○片柳教育長　ありがとうございます。ほかにご意見のある方はいらっしゃいますか。

○石井教育委員　基本的には今回の提案で私も賛成としたいと思うのですけれども、その根拠として三つほど挙げたいと思います。

今、議論した電子書籍化の導入に関しても、まだまだ課題がいっぱいあることはよく分かったのですけれども、それに対して前向きに取り組もうとされているということと、もう一つ非常に価値があるのが、学校教育の中で子どもたちの様子を見ていると、子どもたちは、端末が入ったことによって、端末でいろいろ調べ学習とかに走りがちになるのです。その中においても紙の本を一生懸命調べる子もいて、むしろそちらのほうが良いんだという子もいるのですね。まさに多様化という側面からいうと、その両方を担える要素を提案されているなと思ったので非常に良いなと。もっと言えば、子どもだけではなくて市民全体を考えると、電子書籍ではなくてやはり紙なんだという方もいっぱいいらっしゃると思うので、その辺り

もＰＲをしていけるような要素を持っているのかなと思いました。

それからもう一つが、私の趣味で言っているかもしれないですけれども、１０ページのイベントの中に「食育」というのが出てくるのですよね。食育は、子どもたちに結構大事だと言われているのですけれども、多分これは今後我々健康を維持していく上では絶対欠かせない存在で、今どんどんそこの課題が山積してきているような気がします。そういうことを一つのイベントの中に取り入れながら、それを核にしていくということも、こういう提案はなかなかすてきだなと思った次第です。ぜひこの辺りを実現して東久留米市全体に「食育」というのが広まっていくことが大事かなと思っています。

それから最後に３４ページのところなのですけれども、今回事業者が替わるということで、これまでの良さというのが潰れてしまっては意味がなくて、それを結構気にされていて、例えば現在の職員の方々に優先的に声をかけますとか、いろいろなことを、新規に入れるだけではなくて継続していくということをちゃんと提案されていて、これは結構大事なことなのではないかなと思います。そういう側面から私としては、この提案に賛成していきたいと思っています。

○片柳教育長　ありがとうございます。ほかにご意見はありますでしょうか。

○植村教育委員　賛成という立場で、これまで私は交流の拠点としての図書館がこれからは必要なのではないかという話をしてきました。登録者数だけで利用がされていなかったとは決して言わないのですけれども、やはりこういう感じだったんだなと。

「図書館運営の基本方針」が３ページにあるのですが、「⑥地域の交流の場としての図書館運営」というのが基本方針の中に入っていて、その辺りについて９ページの「図書館まつり」のことだったり、「食育」のことだったり、いろいろなものが反映されていて、その「交流の場」としてというところにもぜひ力を入れていただきたいし、これからも期待して見ていきたいと思っています。

○片柳教育長　ありがとうございます。

ほかご意見はありますでしょうか。――よろしいでしょうか。

よろしければ議案第２９号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第２９号　東久留米市立図書館指定管理者の指定の依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第２９号は承認することに決しました。

○片柳教育長　日程は以上ですが、委員の皆様から何かありますか。――よろしいでしょうか。

事務局からは何かありますか。――大丈夫ですか。

◎閉会の宣告

○片柳教育長　では、以上をもちまして、令和７年第１０回教育委員会定例会を閉会します。

（閉会　午後０時５０分）

東久留米市教育委員会会議規則第２８条の規定により、ここに署名する。

令和８年７月２４日

教 育 長　　片　柳　博　文　（自　書）

署名委員　　石　井　雅　幸　（自　書）